

## 日本基督教団北海教区規則

2011年5月6日 北海教区教区総会にて改正案可決

2011年10月18日 日本基督教団議長承認

# 日本基督教団北海教区規則

(2011年10月18日改正)

## 第一章 地 域

第1条 本教区の地域は次の通りとする。  
北海道

## 第二章 教区総会及び常置委員会

(教区総会)

第2条 教区総会は次に掲げる議員をもってこれを組織する。

1. 教区内に於る教会及び伝道所の主任担任教師またはその代務者。但し現住陪餐会員 200 名を有する教会では担任教師 1 名を加え、更に現住陪餐会員 200 名を増す毎に 1 名を加えることが出来る。
2. 教区内に於る正教師たる巡回教師及び正教師たる教務教師の互選による者、総数の 1/3
3. 教区内に於る正教師たる神学教師各神学校の専任者、総数の 1/2
4. 教区内に於る教会の役員たる信徒各教会につき 1 名。但し現住陪餐会員 200 名を有する教会では 2 名とし、更に現住陪餐会員 200 名を増す毎に議員 1 名を増すことか出来る。
5. 教師又は信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦する者。但しその数は推薦議員以外の議員総数の 8/100 を超えてはならない。

(2) 前項第 1 号～第 3 号及び第 5 号の議員で教師である者は本教区の教師名簿に登録した者でなくてはならない。

第3条 議員の任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。補欠による議員の任期は前任者の残任期間とする。

第4条 次に掲げる者は准議員として教区総会に出席して発言することが出来る。但し表決に加わる事が出来ない。

1. 正教師で議員でない者
2. 補教師で議員でない者
3. 教区内に於ける主任担任教師のいない伝道所の役員たる信徒各伝道所につき 1 名
4. 教区総会に於て推薦する者
5. キリスト教教育主事

(2) 前項第 1 号～第 2 号の准議員は本教区の教師名簿に登録した現任教師でなければならない。但しこの場合、隠退教師は現任教師と同じ取扱いを受けるものとする。

第5条 第3条の規定は准議員の任期につきこれを準用する。

第6条 教区総会に議長・副議長及び書記各 1 名をおく。議長及び副議長は、正教師たる教師の議長の中から、書記は議員の中から定期教区総会に於て選挙する。

第 7 条 議長及び副議長の選挙は投票によってこれを行なう。投票は一人一票記名とする。

第 8 条 議長及び副議長は有効投票の過半数を得たものを以て当選者とする。

- (2) 前項の規定により当選者を得ることが出来ないときは再投票を行ない、尚当選者を得る事が出来ない時は高点者 2 名について決選投票を行ない、得点同数の時は抽選を以て当選者を決定する。

第 9 条 議長・副議長及び書記の任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。

- (2) その任期終了後でも後任者の就任する迄はなおその職務を行うものとする。

第 10 条 議長又は副議長が欠けた時は教区総会に於てこれを選挙する。但し止むを得ない事由で総会を開くことが出来ないと常置委員会が認めた時は、常置委員会に於てこれを選挙することが出来る。

第 11 条 議長及び副議長が共に事故ある時は教区書記が議長の職務を行ない仮議長を定める。第 9 条の規定は仮議長の場合にもこれを準用する。

第 12 条 議長は議場の秩序を維持し議事を整理し教区総会を代表する。

第 13 条 副議長は議長を補佐し議長に事故ある時はその職務を代理する。

第 14 条 書記は議長の命を受け会議の事務及び議事の記録（を整理する）にあたる。

第 15 条 補欠による議長、副議長及び書記の任期は夫々その前任者の残任期間とする。

第 16 条 教区総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年 1 回 3・4 月中にこれを開く。臨時総会は次の各号の 1 に該当するときにこれを開く。

1. 議長に於て臨時緊急の必要があると認めたとき
2. 議員の 1/5 以上の要求があったとき
3. 常置委員会の半数以上の要求があったとき

第 17 条 教区総会は緊急の場合を除く他は開会 10 日前に開会の日時、場所及び会期を定め議案を付してこれを召集するものとする。

第 18 条 教区総会は議員総数の 1/3 以上の出席がなければ会議を開き議決することは出来ない。

第 19 条 教区総会に於て処理すべき事項は次の通りである。

1. 教区の教勢及び教務に関する事項
2. 歳入、歳出、予算、決算及び財務に関する事項
3. 教師の按手札及び准允に関する事項

4. 牧師、伝道師の就任、退任、その他教師の異動に関する事項
5. 教会及び伝道所の設立、開設、合併、加入、又は解散、廃止、離脱及び教会の種別変更に関する事項
6. 教会及び伝道所の連絡及び指導に関する事項
7. 伝道及び公益事業の振興に関する事項
8. 教会記録の審査に関する事項
9. 教団総会議員の選挙に関する事項
10. 請願に関する事項
11. 教区規則の変更に関する事項
12. その他教区に於る重要事項

第 20 条 教区総会はその権限の一部を常置委員会に委任することが出来る。

第 21 条 議事は別段の定めがなければ出席議員の過半数を以てこれを決定する。可否同数の時は議長が決するところによる。

第 22 条 議案を提出できる者及び条件は次のとおりとする。

1. 常置委員会
2. 議員、ただし 7 名以上の賛成者の連署を要する。経費を要する議案は、これに必要な収支予算案を添えなければならない。

第 23 条 教区総会は開会中次の特別委員を置く。

1. 議事運営委員 3 名
  2. 報告審査委員 5 名
  3. 建議請願審査委員 3 名
  4. 教会記録審査委員 10 名
  5. 投票委員 6 名
- (2) 教区総会は必要に応じ前項各号の員数を変更し、又前項各号の特別委員の外特別委員若干名をおくことが出来る。

第 24 条 教区総会はその閉会中の事務を行なうために次の常任委員をおく。

1. 会計監査委員 3 名
- (2) 前項の常任委員の外、教区総会は必要に応じて常任委員若干名をおくことが出来る。

第 25 条 常任委員の任期は議員の任期による。補欠による常任委員の任期は前任者の残任期間とする。

第 26 条 会計監査委員は歳入、歳出、決算、その他会計上の監査をするものとする。監査の結果は意見書をつけてこれを教区総会に報告しなければならない。監査委員は毎会計年度少なくとも一回以上、期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

第 27 条 特別委員及び常任委員は議員の互選による。

第 28 条 特別委員及び常任委員は夫々委員長 1 名をおき、委員の互選によってこれを定める。委員長は委員会の議長となり議事を整理し委員会を代表する。

(常置委員会)

第 29 条 常置委員会は次に掲げる者を以て組織する。

1. 教区総会議長、副議長及び書記
2. 教区総会議員の互選による教師 4 名教会役員 4 名の常置委員

第 30 条 常置委員の任期は 2 年とする。

- (2) 前条第 2 項の常置委員は任期終了後 1 年を経なければ再選されない。(但し、1969 年教区総会に於ては、任期 1 年の者 4 名、2 年の者 4 名の常置委員を選ぶものとする)。

第 31 条 常置委員に欠員の生じた時は、教区総会に於て定められた補充員からその順位に従ってこれを補充する。補充による常置委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、補充員の有効期間は次の定期総会までとする。

第 32 条 常置委員は次の事項を処理する。

1. 教区総会閉会中、総会に代って処理すべき重要な事項
2. 教区総会の権限に属する事項でその委任を受けた事項
3. 教区規則の変更、歳入、歳出、予算及び決算、その他教区総会に提出すべき議案に関する事項
4. 教区総会が成立しない時、又は教区総会議長において教区総会を招集するいとまがないと認めるとき、教区総会で議すべき事項
5. その他教区に於る重要な事項

第 33 条 常置委員会の処理事項は次期教区総会に報告し、その承認を得なければならない。

### 第三章 部及びその他の委員会

第 34 条 教区に次の部をおく。宣教部委員会、人事部委員会、財務部委員会

第 35 条 各部委員会の所管事項は次の通りである。

宣教部委員会は、教区総会が定める宣教計画に基づき、宣教活動の総合的企画と検証、教会間の連帯、地区内・地区間の協力体制の強化、新規開拓伝道などの推進に関わる事項を取り扱う。

- (2) 財務部委員会は教区内における負担金の割賦及び徴収、教区の財産管理その他財務に関する事項を掌する。
- (3) 人事部委員会は教区における教師の任地の斡旋に関する事項及び教師の援護に関する事項を掌する。

第 36 条 各部委員会に委員長及び委員若干名をおく。

委員は教区総会においてこれを選出する。

(2) 宣教部委員会は、前条の一項を遂行するために、部門委員会を設けることができる。

第 37 条 委員に欠員の生じた時は常置委員会の議をへてこれを補充する。補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 38 条 教区は次の常設委員会をおく。宣教研究委員会、広報委員会、宣教師委員会。

(2) 教区は必要に応じて教区総会の議決を経て特設委員会をおくことができる。

(3) 前第 1 項及び第 2 項の委員の選出は第 36 条を適用する。

#### 第四章 北海道クリスチャンセンター

第 38 条の 2 本教区は、宣教活動を推し進めるため、北海道クリスチャンセンターを設置し、このために北海道クリスチャンセンター運営委員会を置く。同センターに関する既定は別に定める。

#### 第五章 教区事務所

第 39 条 教区事務所は札幌市北区北 7 条西 6 丁目 北海道クリスチャンセンター内にこれをおく。

第 40 条 教区は教務遂行とその事務処理のため、教区幹事及び主事をおくことができる。

(2) 教区幹事は教区総会において選任し、その任期は 4 年とする。但し再任を妨げない。

(3) 主事は常置委員会の議をへて教区総会議長が任用する。その任期は 4 年とし、再任は妨げない。

第 41 条 教区幹事は、教区総会議長及び宣教部委員長を助けて宣教に関する諸決議の執行に当るほか、宣教の企画に必要な調査立案の準備及び諸教会の問安などに当る。

(2) 教区幹事は教区総会、常置委員会、宣教部委員会に出席するものとする。また、必要に応じて各種委員会に出席することができる。

(3) 教区幹事は、教区総会議長のもとに、教区事務所を掌する。教区事務所の処理事項は次の通りとする。

1. 教団事務局よりの通達及び教団事務局に提出すべき書類に関する事項
2. 教会及び伝道所に連絡すべき事項
3. 官庁その他各種団体との連絡に関する事項
4. 統計、記録並びに文書の保管に関する事項
5. 教区総会及び常置委員会の所管事務に関する事項
6. 各部及び常設委員の所管事務に関する事項
7. 教団教規その他の規則により処理すべき事項

第 42 条 教区に職員若干名をおく。

(2) 職員は常置委員会の議をへて、教区総会議長がこれを任用する。

## 第六章 地 区

第 43 条 本教区に次の地区をおく。

道北地区、道東地区、石狩・空知地区、札幌地区、後志地区、苫小牧地区、道南地区

第 44 条 地区に委員長及び地区活動に必要な委員若干名をおく。

## 第七章 財 務

第 45 条 本教区の経費は教会及び伝道所の負担金、本部の交付金、信徒その他の献金、その他の収入を以てこれに充てる。

第 46 条 教会及び伝道所の負担金は教区総会の議を経てこれを定める。

- (2) 前項の負担金は教会及び伝道所の歳出経常総額を基準とし、その他適当な方法によって定める。但し、補助を受ける教会及び伝道所については補助金を控除した額による。

第 47 条 天災その他やむを得ない事情のため負担金を納付することができない教会又は伝道所があるときは、その申請により常置委員会の議をへてその負担金の一部又は全部を延納させ又は免除することができる。

第 48 条 天災その他やむを得ない事由あるときは、その用途を明示し教区総会又は常置委員会の議をへて、教会及び伝道所に対し臨時に負担金を割当て、その納付を求めることができる。

第 49 条 予算はこれを経常及び臨時の二部に分けて各々これを款項目に区別するものとする。予算に定めた金額は彼此流用することができない。

- (2) やむを得ない必要が生じた時は、常置委員会の議決をへて予算の追加又は更正をすることができる。

第 50 条 特別の必要により二年以上継続すべき臨時歳出があるときは、教区総会の議をへて年限を定めて継続費を設けることができる。

- (2) 特別な必要がある時は、教区総会の議をへて特別費を設けることができる。

第 51 条 予算案はこれを教区総会に提出しなければならない。

第 52 条 教区総会に於て予算が成立しない時は、前年度の予算を踏襲する。

第 53 条 決算は予算と同形式でこれを作成し、年度終了後 3 ヶ月以内に会計監査を受けなければならない。

第 54 条 本教区の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

## 補 則

第 55 条 教区総会議長の承認を受くべき事項は別段の定めある場合を除き、すべて常置委員会の議へなければならない。

第 56 条 教区総会議長の承認した事項はすべて教団総会議長の同意を得なければならない。

第 57 条 本教区規則は教区総会に於て出席議員の 2/3 以上の同意を得なければ変更することができない。

## 附 則

第 58 条 本教区規則は教区総会に於て決議せられ、教団総会議長の承認を受けた日からこれを施行する。